

次期岩手県障がい者プランについて（案）

目 次

はじめに

1	策定の趣旨	1
2	プランの性格	2
3	計画期間	2
4	基本目標（目指す姿）	●
5	プランの推進	2
6	点検・評価と見直し	3

岩手県障がい者計画

総論

I 障がい者施策の現状と課題

1	概況	5
2	障がい者及び障がい者支援の現状	7
3	障がい者をめぐる課題	41

II 計画の基本的考え方

1	基本目標	45
2	計画の対象となる障がい者	45
3	施策の基本的方向	45
4	施策推進の体系	46

III 計画の推進

1	期待される役割等	47
2	障がい保健福祉施策の推進体制等	49

各論

I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する

1	障がい者の権利擁護	53
---	-----------	----

2	相談支援体制の充実・強化	56
3	医療体制の充実	59
4	多様な障がいへの対応	63
5	障がい者を支える人材の育成	67
II	健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	
1	障がいの早期発見と疾病・介護の予防	70
2	療育支援体制の充実	71
3	教育の充実	73
4	地域リハビリテーション体制の充実	74
5	障がい者の高齢化への対応	75
III	障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	
1	多様な就労の場の確保	78
2	社会参加活動の推進	83
3	障がい者に対する県民理解の促進	84
4	情報提供の充実	84
IV	障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくる	
1	障がい福祉サービスの充実	89
2	地域移行の推進	92
3	多様な主体による生活支援の促進	92
4	住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	95
5	防災・防犯対策の充実	97
	(再掲) 東日本大震災津波を踏まえた対応	100

総論

I 障がい者施策の現状と課題

2 障がい者及び障がい者支援の現状

(1) 障がい児・者の数

エ 発達障がい児・者

「発達障害者支援法」において、発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については千人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。また、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等については、平成23年度に文部科学省が実施した実態調査によれば6.5%といった結果が出されています。しかし、発達障がい児・者数については、成人期まで含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。なお、県教育委員会による調査では、特別な支援を要する児童の割合は以下のとおりとなっております。

(調査結果)

平成19年度 幼稚園調査 私立2.5%、公立4.4%

平成26年度 小中学校調査 5.7%

(2) 相談支援体制

エ 発達障がい児・者の相談支援

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、国及び地方公共団体は、発達障がい児・者に対し、「乳幼児期から成人期まで地域における一貫した支援の促進」等を行うことが責務とされました。

県では、平成17年度から福祉と教育の連携により、「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」を設置し、発達障がい児・者への支援のあり方等を検討してきました。また、発達障がい児・者の相談支援の中核的な機関として、平成17年12月に「岩手県発達障がい者支援センター」を開設し、平成19年4月からは体制を充実し、岩手県立療育センターに移転開設しています。このセンターでは、専門の職員による本人や家族等に対する相談支援や発達支援等を行っており、平成28年度における相談支援延件数は2,727件、就労支援相談延件数は876件となっています。さらに、関係施設・機関の職員に対する研修・普及活動にも取り組み、平成28年度は関係機関職員等を対象とした研修を2回実施し、114人が参加しています。

岩手県発達障がい者支援センターにおける事業実績 (平成28年度)

(人・件・回)

事業内容	実支援人数	延支援件数
1 発達障がい児・者及びその家族に対する相談支援	553	2,727
2 発達障がい児・者に対する就労支援	174	876
3 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	実施回数	延参加人数
	2	114

3 障がい者をめぐる課題

(1) 障がい者の権利擁護及び障がい者の特性・ニーズに対応した支援体制の充実・強化

- ・障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障害者差別解消法の普及啓発障がい者に対する普及啓発を図るとともに、不利益な取扱いに対応する相談や、虐待に関する通報・相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談支援体制を強化する必要があります。
- ・障がいのために判断能力が不十分であっても、障がい者が自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスの利用を援助する仕組みを充実する必要があります。
- ・障がい者が適切なサービスを受けられるよう、サービスの情報提供の充実を図るとともに、サービスの第三者評価事業や苦情解決制度の適正な実施と、制度の周知を図る必要があります。
- ・障がい者の希望する暮らしを支援するため、ケアマネジメント体制を一層強化し、関係職員の資質の向上を図る必要があります。
- ・障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供するため、自立支援協議会を中核とした相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。
- ・重症心身障がい児を含む医療的ケア児、発達障がい児・者、高次脳機能障がい者、ひきこもり者、難病患者等、多様な障がいのある人の実態を把握するとともに、地域における相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。
- ・重度障がい児・者や超重症児・者等に対して、障がいに応じた適切な医療を提供する必要があります。
- ・障がい者に適切なサービスを提供できる人材育成の充実を図る必要があります。

(2) ライフステージに応じた支援の提供

- ・妊娠・出産から、新生児誕生に至る高度専門的な医療を適切に提供するとともに、乳幼児の疾病等を早期に発見し、適切な指導と保健医療福祉サービスが総合的に提供できるよう、関係機関と連携し早期療育支援体制を整備する必要があります。
- ・健康に関する正しい知識の普及・啓発などを通じ、県民の健康づくりの取組みを支援していく必要があります。
- ・本県の障がい児療育の拠点である岩手県立療育センターが、より一層地域支援体制の充実を図るとともに、障がい児の急増する様々なニーズに応えられるよう、療育機関と連携し、地域療育支援ネットワークの機能を強化する必要があります。
- ・岩手県立療育センターが、超重症児等の受入など、新たなニーズに応えることができるよう機能の拡充を図るとともに、高度な医療機能を有する病院との連携による高度小児医療提供体制を構築する必要があります。
- ・福祉・医療・教育・労働等の関係機関が連携しながら、乳幼児期から学校卒業後までを通じた長期的な視点での「サービス等利用計画」を作成し、一貫した支援を図る必要があります。
- ・全ての学校等において特別支援教育を推進するため、特別支援学校が地域の学校等を支援できるよう、機能を充実していく必要があります。
- ・特別支援学校や小・中・高等学校において、障がいのある児童生徒が学校生活を送るために必要な設備の充実を図る必要があります。

I 障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供する

障がい者自らが選択する地域で自立した生活を営むため、障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることがないように支援します。

全ての障がい者に対し、それぞれのニーズに応じた適切な支援を提供します。

障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた谷間のない適切な支援を提供する

1 障がい者の権利擁護

- ① 障がい者に対する不利益な取扱いの解消
- ② 障がい者への虐待防止
- ③ 福祉サービスの利用援助
- ④ 福祉サービスの情報提供とサービス評価
- ⑤ 福祉サービスに対する苦情の解決

2 相談支援体制の充実・強化

- ① ケアマネジメント体制の拡充
- ② 市町村における相談支援体制の充実
- ③ 専門性の高い相談支援体制の充実
- ④ 地域自立支援協議会の充実
- ⑤ 岩手県障がい者自立支援協議会の充実

3 医療体制の充実

- ① 精神障がい者への適切な医療の提供
- ② 難病患者への適切な医療の提供
- ③ 障がい者に配慮した医療の提供

4 多様な障がいへの対応

- ① 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への対応
- ② 発達障がい児・者への対応
- ③ 高次脳機能障がい者への対応
- ④ 難病患者への対応
- ⑤ ひきこもりの状態にある当事者への対応

5 障がい者を支える人材の育成

- ① 保健・医療・福祉人材の育成

2 相談支援体制の充実・強化

②市町村における相談支援体制の充実

- ・いつでも、どこでも、障がい者が安心して適切な相談支援が受けられるよう、最も身近な市町村における相談支援体制の充実が図られるよう支援します。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「基幹相談支援センター」の速やかな設置を促進します。

③ 専門性の高い相談支援体制の充実

- ・障がい児と家族の多様な相談ニーズに対応するため、岩手県立療育センターによる訪問・外来相談、療育指導等を行います。また、県内どこの地域においても質の高い療育支援が受けられるよう、岩手県立療育センターを中核とした地域療育関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、地域療育の充実に向けた市町村の取組を支援します。
- ・自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい等の発達障がい児・者とその家族に早期からの相談支援を行うため、岩手県立療育センター内に設置している発達障がい者支援センターを中核として、早期発見からライフステージに沿った支援が可能となるよう相談支援体制を構築します。
- ・加えて、発達障がい児・者を育てる家族の養育及び相談支援に携わる支援者の育成を通じ、相談援助の推進を図ります。
- ・障がい者の「働きたい」という願いを実現するため、障がい者就業・生活支援センターにおいて、求職活動支援や職場定着支援等の就労に関する相談支援と日常生活支援を一体的に行うとともに、ハローワーク等と連携し地域における就労支援ネットワークづくりを進めます。
- ・岩手県立療育センター(発達障がい者支援センターを含む)及び岩手県福祉総合相談センターが密接な連携のもと専門的な相談・判定や支援拠点としての役割を担い、一般的な相談支援を担う市町村に対する支援を行うとともに、だれでも、どこでも専門性の高い相談支援が受けられる体制づくりを進めます。

④ 地域自立支援協議会の充実

- ・相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりなどを協議する場として市町村が設置している「地域自立支援協議会」の充実が図られるよう、広域振興局等を通じて支援していきます。
- ・障がい者が安心・安全に生活するため、保健関係者、福祉関係者、医療関係者の各部門が緊密に連携し、サービス提供主体である市町村において、障がい者が必要とするときに適切な助言やサービスを提供できる体制が強化されるよう支援します。

⑤ 岩手県障がい者自立支援協議会の充実

- ・県は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関、学識経験者、障がい当事者などで構成する「岩手県障がい者自立支援協議会」を設置し、県全体の相談支援体制や障がい者の地域移行、早期療育支援体制の整備、多様な就労等を支援する方策などの検討を進めるとともに、地域自立支援協議会の取組みを支援するなどにより、障がい者が住みたい地域で安心・安全に暮らせる社会の実現を目指します。
- ・各地域自立支援協議会の取組状況や課題となっている事項について県の施策に反映するよう、連絡会議の開催などにより岩手県障がい者自立支援協議会と各地域自立支援協議会間の連携の強化を図ります。

4 多様な障がいへの対応

② 発達障がい児・者への対応

ア ライフステージに応じた相談支援体制の構築

- ・発達障がい児・者とその家族が、地域で安心して生活できるよう、各ライフステージにおいて必要な情報や支援を継続して提供することにより、一貫した支援体制の充実を図ります。
- ・そのため、各地域自立支援協議会の療育関係部会の機能充実を図るとともに、発達障がい者支援センターにおいて専門的・技術的支援を行うことにより、地域において、医療、保健、福祉、教育、労働など、関係する各領域の関係機関による支援ネットワークの構築を進めます。

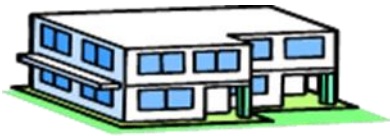
イ 発達障がい者支援センターの機能の充実

- ・発達障がい者支援センターにおいて、岩手県立療育センターの児童精神科や発達障がいに対応した県内の医療機関等と連携し、より専門的な相談支援の充実を図ります。
- ・発達障がい者支援センターの研修、情報提供機能を充実し、保育士や保健師、教師等関係者の専門性の向上を図るとともに、発達障がいに関する各種情報の提供等を通じ、障がいについての正しい理解が進むよう普及・啓発に努めます。
- ・どこの地域においても、各ライフステージに対応する適切な支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターが各地域における地域療育ネットワークに対して専門的・技術的支援を行うことにより、教育、労働関係機関等とのネットワークの構築を図ります。

ウ ライフステージに応じたきめ細かな施策の展開

- ・乳幼児期、学童期、青年期、成人期のライフステージに応じたきめ細かな施策について次の通り展開します。
- ・乳幼児期は、発達障がいの早期発見・早期支援を図るための1歳6ヶ月及び3歳児健診における健診事項の見直し、初めての集団生活を送る保育所、幼稚園における支援体制の強化（保育士、幼稚園教員への研修の実施）を図ります。
- ・学童期は、保育所、幼稚園からの円滑な就学支援を図るため、「就学支援ファイル」を活用した引継ぎ体制の充実を図ります。
- ・青年期は、思春期や進路選択時に必要な支援について検討し、よりきめ細やかな支援を実施します。
- ・成人期は、就労に向けた相談支援体制の充実、ひきこもりやニートの状態になっている発達障がい者の相談支援の充実を図ります。

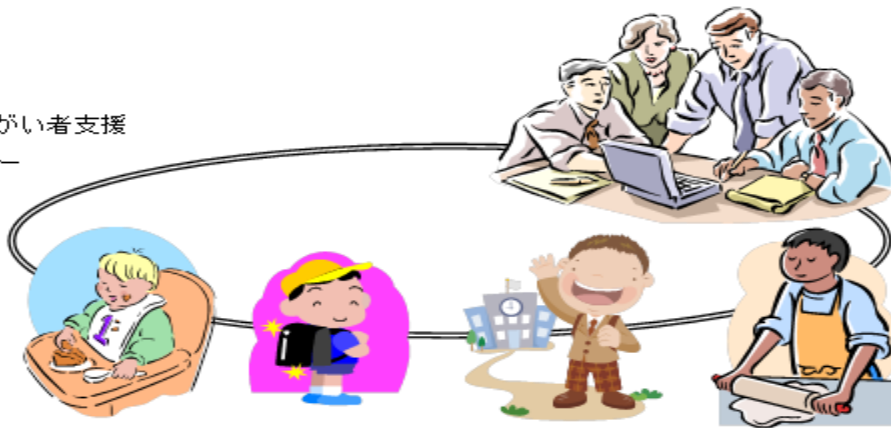
-発達障がい児・者への対応-



ライフステージに応じた支援を地域療育
ネットワークで支える

地域自立支援協議会

発達障がい者支援
センター



乳幼児期

学童期

青年期

成人期